

奈良市議会における  
ハラスメントに関する  
アンケート調査  
結果報告書

令和7年3月  
奈良市議会

## 【目次】

1	調査の目的	1
2	報告書の留意点	1
3	調査の対象	1
4	調査の方法	1
5	調査の期間	2
6	回答数	2
7	設問ごとの集計結果	
	Q 1 (ハラスメントの経験の有無)	2
	Q 2 (Q 1のハラスメントの種類)	2
	Q 3 (ハラスメントの現場に居合わせた経験の有無)	5
	Q 4 (Q 3のハラスメントの種類)	5
	Q 5 (ハラスメントをされたときの対応)	8
	Q 6 (ハラスメントをされたときの相談先)	9
	Q 7 (ハラスメントに対して何も対応しなかった理由)	9
	Q 8 (ハラスメントをなくすために必要な取組)	10
8	今後の対策	13

## 1 調査の目的

このたび、奈良市議会では、議員が関係するハラスメントの発生状況を把握し、よりよい職場環境を構築するため、ハラスメントに関するアンケート調査を実施いたしました。令和3年3月に策定した「奈良市議会ハラスメントの防止に関する指針（以下「指針」といいます。）」の実効性を検証し、必要な対策を講じることを目的としています。

本調査は職員及び議員が安心して働ける環境を整えるために重要なステップであり、本調査の結果はハラスメントの防止に向けた取組を一層強化するための基礎資料といたします。

## 2 報告書の留意点

本アンケート調査は匿名制で実施したため、記載された内容について、個別に事実確認を行って真偽を明らかにすることは困難です。

本市議会としては、その困難さから内容の真偽について調査はいたしません  
が、寄せられた回答を原文のまま公開するとともに、今回の調査結果を踏まえて、ハラスメント防止対策について早急に議論を深めてまいります。

## 3 調査の対象

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ・奈良市職員（正規職員、再任用職員） | 2, 736人 |
| ・奈良市議会議員           | 37人     |
- （ともに令和7年1月1日時点）

## 4 調査の方法

- |          |  |
|----------|--|
| ・奈良市職員   | 職員用のグループウェアに案内文を掲示し、自治体専用ネットワークでのオンラインアンケートの実施により回答を回収 |
| ・奈良市議会議員 | アンケート調査票を配付し、議員が回収箱へ投函することにより回答を回収                     |

## 5 調査の期間

令和7年1月14日 から 令和7年1月28日 まで

## 6 回答数

- ・奈良市職員 627人 (回答率22.9%)
- ・奈良市議会議員 30人 (回答率81.1%)

## 7 設問ごとの集計結果

Q1. あなたは、現在の議員の任期中（令和3年7月31日以降）に議員にハラスメントをされた、またはしたことがありますか。

職員からの回答		議員からの回答	
・ある	27人	・ある	2人
・ない	600人	・ない	27人
		・無回答	1人

Q2. Q1で「ある」と答えた方に伺います。

どんなハラスメント行為がありましたか。（複数回答可）

①誰から誰へのハラスメントでしたか。

職員からの回答		議員からの回答	
・議員から職員（一般職）へ	42件	・議員から議員へ	5件
・職員（一般職）から議員へ	2件		

②一般職が関わるものの場合、その職員の階級はどれですか。（行為があった当時）

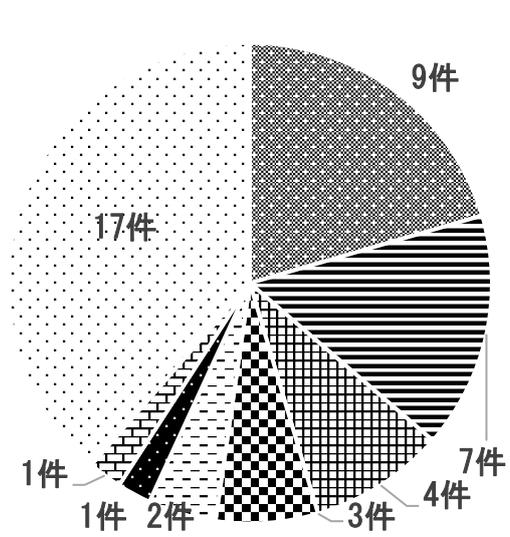
職員からの回答	
・部長級	1件
・課長級	20件
・課長補佐級	9件
・係長級以下	13件
・無回答	1件

③ハラスメントの種類はどれでしたか。

職員からの回答

議員からの回答

	乱雑な口調で業務上の指示を行い、恐怖感を与える	9件	他者の前で侮辱的な言動を行う	2件
	他者の前で侮辱的な言動を行う	7件	合理的な理由なく、特定の議員だけ発言を禁止または制限する	1件
	長時間厳しく叱責し続ける	4件	特定の議員に対して、平等性を著しく失した懲罰を示唆する	1件
	明らかに必要のない打合せを長時間にわたり強要する	3件	特定の議員にだけ資料や情報の提供を拒否する	1件
	業務とは関係のない私的な雑用の処理を強要する	2件		
	具体的に指示することなく、繰り返しやり直しをさせる	1件		
	能力に関係なく人事上の不利益な取扱いをすることを示唆する	1件		
	その他	17件		

④ ③で「その他」を選んだ場合の回答（自由記述）

職員からの回答

職員A	読書物の勧誘
職員B	ハラスメントかどうかわかりませんが、議員からの質問等の対応で、議員控え室に行くと、栄養ドリンクを渡される議員がいます。一度飲まないのとお断りしましたが、その際は、それでは水でもということでペットボトルを渡されました。職員側から断りにくいのでやめていただきたい。
職員C	議員の一部ではあるが、要望に対して、法令根拠や市としての方針等を丁寧に説明しているにもかかわらず、自身の要望を押し通すために、威圧的な言動を続ける議員がいる。
職員D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の立場を利用して、業務時間外に議員に関わる研修や会合への参加を断りにくい状況を作り、参加を強要していること。</li> <li>・常任委員会の質問は、通告制ではないものの、常識を逸した時間にメールで質問してくること。ルールや規則上、問題はないと思うが、議員としての品格や市民の模範となる行動としてはいかがなものかと思う。理事者の受け止め方によっては、ハラスメントと紙一重であると考え。</li> </ul>
職員E	奈良市議会議員と称するSNS（LINEやTwitter等）が、職員個人の伝聞情報（議員と癒着する理事者等から聞いたと思われる）を裏取りもせず公表した
職員F	質問を出すのが遅い、連絡がつかないなど、時間外業務をせざるを得ない対応をされた
職員G	自身の要求に対し、対応しないことをもって不利益となるとおどされた。
職員H	市民の総意だと言い、施設の整備を強要された。
職員I	法的なことや制度の説明をしたところ、激しい口調で一部それを越えたところの要求があり、対応に苦慮した。
職員J	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答弁調整で議会棟に向った際、発言した事が議員の考えと異なる内容だったようで、大きな声で何度も怒鳴られた。</li> <li>・やりとりがあった後、庁舎内外で顔を合わせる機会もあるが、こちらから挨拶しても無視される。</li> </ul>
職員K	打ち合わせのアポや連絡の約束をしておきながら、一方的に破棄や変更を繰り返す。
職員L	年齢や結婚の有無を聞かれた
職員M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当要求をのませるため、のまない理由や仕事に不備はないか質問攻めにし圧力をかけ数時間にわたり議員室に軟禁する</li> <li>・不当要求をのまなければ、議会で質問攻めにする、裁判を起こすと脅迫する同じ党派の元議員に賛同して同席する</li> <li>・不当要求をのまなければ、議会で質問攻めにする、裁判を起こす、圧力かけて年度途中で異動させると脅迫する同じ党派の元議員に賛同して同席する</li> <li>・過去の業務の不足を根拠に脅迫的に関係のない不当要求を押し通そうとする。</li> </ul>

職員からの回答

職員N	業務上できないこと（市民にも断っていること）をできないかと依頼してくる。
職員O	議員との調整時に地域団体からの要望に寄り添った答弁内容にしてほしいと言われたことが数回あった。

Q3. あなたは、現在の議員の任期中（令和3年7月31日以降）に議員が関係するハラスメントの現場に居合わせたことがありますか。

職員からの回答

議員からの回答

・ある	31人	・ある	6人
・ない	596人	・ない	23人
		・無回答	1人

Q4. Q3で「ある」と答えた方に伺います。

どんなハラスメント行為がありましたか。（複数回答可）

①誰から誰へのハラスメントでしたか。

職員からの回答

議員からの回答

・議員から職員（特別職）へ	5件	・議員から議員へ	1件
・議員から職員（一般職）へ	43件	・議員から職員（特別職）へ	2件
・職員（一般職）から議員へ	2件	・議員から職員（一般職）へ	7件

②一般職が関わるものの場合、その職員の階級はどれですか。（行為があった当時）

職員からの回答

議員からの回答

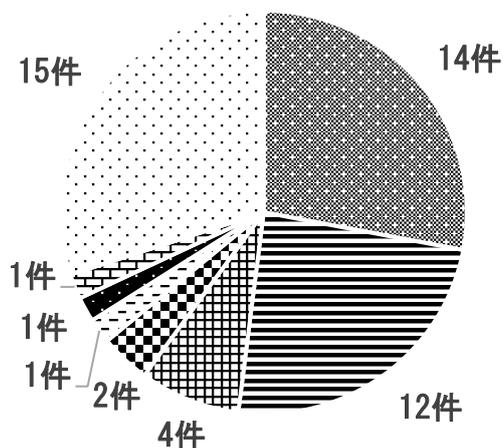
・部長級	3件	・課長級	6件
・課長級	24件	・課長補佐級	2件
・課長補佐級	5件	・係長級以下	3件
・係長級以下	11件		
・無回答	3件		

③ハラスメントの種類はどれでしたか。

職員からの回答

議員からの回答

	乱雑な口調で業務上の指示を行い、恐怖感を与える	14件	他者の前で侮辱的な言動を行う	3件
	他者の前で侮辱的な言動を行う	12件	長時間厳しく叱責し続ける	2件
	長時間厳しく叱責し続ける	4件	乱雑な口調で業務上の指示を行い、恐怖感を与える	2件
	具体的に指示することなく、繰り返しやり直しをさせる	2件	その他	3件
	書類で頭をたたく	1件		
	業務とは関係のない私的な雑用の処理を強要する	1件		
	明らかに必要のない打合せを長時間にわたり強要する	1件		
	その他	15件		



④ ③で「その他」を選んだ場合の回答（自由記述）

職員からの回答

職員 E	質問調整のメールにおいて、「調整すべき時間が当該議員の事情で少なく、この時間に来い」という強制的かつ不遜な内容を職員全員がみられるメールアドレスに送信してきた。
職員 F	質問を出すのが遅い、連絡がつかないなど、時間外業務をせざるを得ない対応をされた
職員 M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当要求をのまなければ、議会で質問攻めにする、裁判を起こす、圧力かけて年度途中で異動させると脅迫する同じ党派の元議員に賛同して同席する</li> <li>・ 過去の業務の不足を根拠に脅迫的に関係のない不当要求を押し通そうとする。</li> <li>・ 不当要求をのまないのは弱者に対する差別であるとして、個人名を上げる新聞社に言う脅迫する</li> </ul>
職員 P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維新の議員の職員に対する怒鳴り声がロビーまで聞こえていた。</li> <li>・ 維新の議員が事務局の職員に怒鳴っていた。</li> <li>・ 維新の議員に説明した時、突然激高され普通の会話が成立しない状態になった。</li> <li>・ 維新の議員に大声で叱責された。</li> <li>・ 維新の議員が課に怒鳴りこんできた。</li> </ul>
職員 Q	答弁調整において、利害関係者を同席させられ、同席者に利する答弁を求められた。
職員 R	五類移行前の新型コロナウイルス感染症対応時、全国同様、県内も病床ひっ迫により多くの陽性者が自宅待機を余儀なくされる中、「なぜこの人を入院させられないのか」と、議員から特定の市民の入院について問い合わせが入り、職員が細かな説明を求められているのを目撃した。病状に応じて、公平に順次、入院調整をしている中で、特定の市民について問い合わせ、説明を求めることは圧力だと感じた。また、業務も圧迫されていた。
職員 S	職員の発言に対し激高し、声を荒げて応えている場面があった。
職員 T	若者と議員（高齢）と職員（中年）がいて若者の柔軟な発想が期待される場面で、職員の発想は固いと決めつける発言。

議員からの回答

議員 A	他者の前で強く叱責する
議員 B	特定の議員にだけ議会事務局職員が、出迎え、見送り、かばん持ち等、職務外の雑用を行っている。
議員 C	特定の議員が、職員に車の移動や雑用等、個人の所用をさせていた。複数回

Q5. Q1で「ある」と答えた方に伺います。

①あなたがハラスメントをされた際、どのような対応をしましたか。

職員からの回答		議員からの回答	
・何もしなかった	8人	・相手にはっきり嫌だと伝えた	1件
・ハラスメントは日常なのだと納得するようにした	4人	・ハラスメントは日常なのだと納得するようにした	1件
・誰かに相談した	4人		
・相手に嫌だということをそれとなく分からせようとした	2人		
・相手にはっきり嫌だと伝えた	1人		
・その他	4人		
・無回答	4人		

② ①で「その他」を選んだ場合の回答

職員からの回答

職員C	議員との関係が悪くなり、今後の業務遂行に支障をきたすことを恐れ、言いたいことは言えなかった。
職員H	予算の都合等説明するも、断れる状況ではなかった。上司も議員の言うとおりに進めるよう指示した。
職員M	不当要求を押し通すためのものであったので、不当要求をひたすら拒否し続けた。結果、他の職員がハラスメントの対象になってしまった。要望報告制度を利用しようとしたら、後でどのような報復を受けるかわからないので穏便に済ませたいと上司に止められ、以前に数回課長が数時間軟禁されていたこともありできなかった。当時自分のパソコンが個人番号系で、掲示板や他にアクセスできる情報系パソコンは係長のパソコンしかなかったため、要望等記録制度や他の相談制度を直接自分で調べるのも難しかった。自分自身だけであればハラスメントを受けても拒否できるが、あえて他の職員を巻き込んで被害が広がっていくと結局見ていられなくて上司が折れてしまったし、私もそれに対して大きく反発することもできなかった。
職員U	開示請求等をちらつかせるので従うしかなかった。

Q 6. Q 5で「誰かに相談した」と答えた方に伺います。

①誰に相談しましたか。(複数回答可)

職員からの回答

・上司	3件
・同僚	3件
・家族	1件
・友人	1件
・職場の相談窓口	1件
・その他	1件
・無回答	1件

② ①で「その他」を選んだ場合の回答(自由記述)

職員からの回答

職員E	弁護士等
-----	------

Q 7. Q 5で「何もしなかった」と答えた方に伺います。

①何もしなかったのはなぜですか。(複数回答可)

職員からの回答

・業務に支障が出ると思ったから	4件
・相談しても解決しないと思ったから	3件
・我慢したほうが良いと思ったから	2件
・職場での立場が悪くなりそうだから	2件
・どこに相談すればよいか分からなかったから	1件
・その他	1件

② ①で「その他」を選んだ場合の回答(自由記述)

職員からの回答

職員F	市役所全体に時間外業務に対応することを黙認する雰囲気があるから。
-----	----------------------------------

Q 8. ①ハラスメントをなくすためには何が必要だと思いますか。(複数回答可)

職員からの回答		議員からの回答	
・意識改革、意識啓発、教育の実施	453件	・意識改革、意識啓発、教育の実施	26件
・ハラスメントに対する体制づくり	433件	・ハラスメントに対する体制づくり	17件
・相談しやすい窓口の設置	356件	・相談しやすい窓口の設置	17件
・その他	43件	・その他	2件
・無回答	5件	・無回答	2件

② ①で「その他」を選んだ場合の回答(自由記述)

職員からの回答	
職員E	奈良市議会議員のSNSに関するガイドラインの策定、及び、議長注意や度重なる場合の懲罰等、他市議会の議員不祥事対策を参考にした対応。
職員F	市役所として時間外業務で対応しないことを明確に表明すること。
職員M	ハラスメントを行った議員の個人名及び所属(ほぼとある政党に偏っていた)、具体的内容の公表。要望等記録制度を職員個人単独で行えるようにする。議員と職員の会話は録音を基本とする。
職員P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の議会で誰がパワハラ議員かは周知の事実である。本人は自覚がないだろうから、同会派の議員、議長よりアンガーマネジメント研修を受講するよう勧める。</li> <li>・ハラスメント防止条例を議員提案で成立させ、氏名の公表を行うことを明記する。</li> </ul>
職員T	想像力
職員V	赤旗新聞等政党機関紙の勧誘・販売・購読禁止
職員W	職員ではなく、奈良市の議員の意識改革が必須です。議会の中継を観ても、職員いじめにしか見えない。選挙前には票稼ぎの地元要望案件、当選後にはお礼のための地元要望案件を持ち出し職員の業務量を増やす。職員数が激減している中、議員の票稼ぎの片棒担ぎはもううんざりです。
職員X	議員個々の資質であり議会中でも注意喚起(直接注意する)ことが必要。うわべつつらの意識改革など不要そんなもので解決できない。
職員Y	議員が偉そうに来るか来ないかで、こちらの対応も変わってくる。
職員Z	第三者による監視、事情聴取の公平性を保つこと
職員AA	議員の資質によるもの。議員という立場が高圧的。相談という名の意見や要望が多い。これらの改善がない限りなくなる。
職員AB	侮辱されていると感じる発言があった。自分自身はそのような発言をしていないと確信できるのに、あたかも自分が発言していたかのように吹聴されていた。議員からこのようなことがあったが、全く侮辱とは捉えていないようだった。これはどこまでの意識改

職員からの回答

	革すれば改善されるのか。善悪の判断は、個人の素地であり、受け止め側の許容範囲にもよる。ただし、職員は議員からの言葉は上司より重く感じてしまう。
職員A C	匿名での、通報制度（内容によっては、誰の通報かがわかるため、どのようにすればいいか、検討が必要）からの、公表
職員A D	重い処罰等を実施する体制・取り決め
職員A E	権力の監視
職員A F	ハラスメントに対する意識改革はされていると思いますが、ハラスメントをした側に、懲戒処分等、目に見える処分が下るような組織運営を是非行ってほしいです。
職員A G	通報した職員を守る施策
職員A H	ハラスメントをなくすといった目標を掲げ体制を整えたり教育を施したりすることは大切なことだと思いますが、それと同じくらいに、ハラスメントを見かけたときに、見て見ぬ振りしない・させないことが、ハラスメントを生まない組織となるために大切な視点だと思います。自分への嫌がらせやハラスメントがあったときのことを想像すると、そのような行為を受けていること以上に、誰からも助けてもらえず他人事として受け流されることが一番精神的に辛いだろうと思うためです。
職員A I	オープンスペースを利用するなど、対応の透明化、記録に残るメール等による対応
職員A J	適切な被害届の提出
職員A K	親の教育
職員A L	議員においては、改めてその地位が市民の厳粛な信託であることを認識し、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めていただきたい。
職員A M	相談後に相談者が保護されるという保証。
職員A N	市議会議員を含めて、要望行為及びその対応についてはメールやlogo フォームなど形跡が残る形での対応のみにする。電話や受付での直接対応はしなくてよい形にしてほしい。
職員A O	ハラスメントを繰り返す人物を組織から排除できる制度
職員A P	ハラスメントをする暇があるなら、人員の適正配置の観点から、議員の数を減らす。
職員A Q	個別の市民サービスの案件などについて、議員の控室などに呼ぶのではなく、担当課の窓口で対応すべき。
職員A R	録音、録画
職員A S	議員の立場を利用し職員に対して圧力的な強要を感じ業務が混乱する。上級職が特定議員に対し不平等な対応を業務指示するため公平性を感じない。
職員A T	ハラスメントを受け、相談した者が、後になって必ず不利益を受けるので、精神的に未熟なハラスメント行為者に対しては意識改革と教育だけが今の唯一の方法です。
職員A U	様々な問題に対して、追求ということだけでなく、解決方法の提案を一緒に行うなど、立ち位置が対立するような構図ができないような体制づくりが必要だと考えます。

職員からの回答

職員A V	議員のハラスメントに対して言うのであれば、議員は特権階級が強く公務員に無理難題を言ってもいい、自分の思い通りにできると思っている部分があるように思います。5、6年ほど前に救急事案で議員の親戚を搬送する際に付き添いとして議員が現場におり、早く運べ、〇〇病院はだめだ△△病院に搬送しろなど暴言を受けたことがあります。公務員にも議員を投票で選ぶ権利がある一市民であることを忘れないで頂きたい。
職員A W	議員の SNS で職員個人名を載せての批判の禁止。部長、課長を挙げて個人が特定できる形での投稿の禁止。
職員A X	議員名と具体的なハラスメント内容の公開
職員A Y	ハラスメントに対する具体的な処罰等の措置
職員A Z	加害者はもちろんのこと、体裁を保つためのハラスメントを黙認、隠蔽をする管理職の更迭または解雇
職員B A	厳格な処分
職員B B	加害者の処分
職員B C	議員を「先生」と呼ぶ職員がおり、上下関係が容認されているように思う。上下関係がなくせたらハラスメントはなくなるのではないのでしょうか。設定されたハラスメントの選択肢に該当するほどではありませんが、相手の好き嫌いや自分の意思を通すために（ほかにも要因はあるかもしれませんが）、議会等の事前調整で、やさしく話してくれるかと思えば、怒った態度や突き放した言い方をされたりすることがあります。議員の機嫌を窺わなければならず、このようなやり取りが増えるのは嫌なので、管理職になるのも嫌だと思いました。礼儀はお互い必要と思いますが、議員と職員は上下関係なのではないでしょうか。
職員B D	「議員だから偉い」という考えをなくす
職員B E	罰則や罰金

※このほか、今回の調査対象である議員のハラスメントに関係のない回答が1件あった。

議員からの回答

議員D	定期的アンケート調査して現状を把握する
議員E	事例は公開される仕組みを作る事

## 8 今後の対策

今回のアンケート調査では、議員が関係するハラスメントの被害を受けたとの回答が少なからず寄せられました。本アンケート調査は匿名制で実施したため、記載された内容について、個別に事実確認を行って真偽を明らかにすることは困難ですが、本市議会としては、このような声が寄せられているという事実を受け止める必要があると考えています。

今後は、定期的なアンケート調査や議員に対するハラスメント防止研修の実施、ハラスメント対策条例の制定など、実効性の高いハラスメント防止対策を講じることにより、職員・議員の一人ひとりが能力を発揮することができる良好な職場環境の実現に向けて、ハラスメントのない安心して働ける環境づくりに強い決意をもって早急に全力で取り組んでまいります。